

## 参考資料

31 財経総第1811号  
31 産労商支第1499号  
令和元年12月10日

各局（本部）長、中央卸売市場長  
消防総監、教育長、警視総監、  
各行政委員会事務局長、議会議長

殿

財務局長 武市 敬  
(公印省略)  
産業労働局長 村松 明典  
(公印省略)

### 官公需についての中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等について（通知）

東京都は、中小企業が地域社会の活力や都民生活の向上に果たす役割の重要性に着目し、従来から中小企業対策を重視して、各種の施策を講じ、中小企業の振興に努めてきたところです。

日本の経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるなど、情勢は予断を許さない状況にあります。なかでも、都内中小企業の約8割を占め、地域の経済や雇用を支えている小規模事業者は、依然として厳しい経営環境に置かれています。

こうした中、本年度においても、引き続き、中小企業・小規模事業者の資金調達の多様化への支援、仕事の確保対策などの諸施策を推進することとしています。

現在、国では、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところですが、国や都の公共調達をはじめとする官公需においても、これまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

特に、現在、多くの中小企業・小規模事業者が人手不足に直面する中、国が進める「働き方改革」にも対応していくことが求められており、令和2年4月の働き方改革関連法の中小企業への適用に向けて、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められています。

官公需における受注機会の増大は、中小企業・小規模事業者の経営の安定に資する効果も大きいため、都は、本年度も推進していく考えです。

貴職におかれましては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨を勘案し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、下記施策の推進を図られますよう、御配慮をお願いします。

## 記

### 1 中小企業・小規模事業者向け契約比率の増大

中小企業・小規模事業者が受注できる分野の確保・拡大に努めること。

なお、中小企業・小規模事業者の契約受注実績（過去5年間の推移）については、別紙1のとおりである。

### 2 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置

#### (1) 新規中小企業者への配慮

事業開始後10年未満又は会社設立後10年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という。）の受注機会の増大を図るため、物品等の発注に当たっては、契約の履行の確保に支障がない限り、入札等参加者の要件として過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。

また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2に規定する少額随意契約による発注を行うときは、契約の内容、地域特性を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業等を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、工事については、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。

#### (2) 事業協同組合等の活用

都においては、事業協同組合等（以下「組合等」という。）の健全な育成を図るため、組合等に対し、入札参加の途を開いてきたところである。

競争入札参加者の指名に当たっては、専任技術者の適正配置を確認するなど契約履行上の条件等に注意しつつ、官公需適格組合をはじめとする組合等を積極的に活用すること。特に官公需適格組合制度については、その一層の周知徹底に努めること。

なお、官公需を受注できる組合等の組織化については、産業労働局が中心となって指導を行っている。

また、財務局においては、これらの組合等の入札参加申請を随時受け付けるとともに、組合員の実績を合算することを認めるなど優遇制度も設けていることから、問い合わせ等があった場合は、速やかに財務局へ申請をするよう指導願いたい。

#### (3) 指名基準の適正な運用

工事請負に係る指名競争入札参加者の指名については、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（別紙2）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。

ついでには、特に、中小企業・小規模事業者の健全な育成を図る立場から、同基準第6（直近上位以上の等級に属する者の指名）の運用については厳格を期するとともに、同基準第5（直近上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者の指名）の1及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に積極的に配慮するなど、地元建設業者、専門工事業業者等中小建設業者の優先指名に努力すること。

なお、この場合にあっても、不良不適格業者の排除に努めること。

また、物品の買入れ等に係る指名競争入札参加者の指名についても、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（別紙3）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。特に中小企業・小規模事業者の健全な育成を図る立場から、同基準第4（指名の方法）の2及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に配慮するとともに、同基準第5（優先指名）を積極的に運用し、中小

企業者の優先指名に配慮するなど、極力多くの中小企業者の受注機会を確保するよう努めること。

#### (4) 中小企業・小規模事業者への説明の徹底

物品等の発注を行う際は、入札等を円滑に実施するため、性能、規格等必要な事項について仕様書等に明記するとともに、仕様書等に記載のない内容は協議事項の対象外とするなど、十分説明に努めること。

#### (5) 分離分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物品等の発注に当たっては、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離分割発注を行うよう努めること。

なお、平成12年8月に通知した「適切な発注ロットの設定について」（平成12年8月3日付12財経総第832号）により、コスト削減の観点を踏まえ、中小企業者の受注機会の確保を図りつつ、適切な発注ロットの設定に努めることとしているので、この点に留意すること。

#### (6) 施工時期等の平準化並びに適正な納期・工期・納入条件等の設定

工事等の発注に当たっては、国が進める「働き方改革」の取組に留意し、また今年6月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等が一部改正され、施工時期の平準化が新たに発注者の責務として位置付けられことを踏まえ、ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担行為を積極的に活用しつつ、施工時期等の平準化を図ること。また、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期を設定すること。

また、物品等の発注を行うに際しては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めること。

#### (7) 代金の迅速な支払

工事、物品等の発注に当たっては、都から支払われる代金が事業者の円滑な資金調達のために非常に重要なものであることに留意し、その迅速な支払に努めること。

特に、物品買入れ等に係る委託契約については、業務の一部が履行期限到来前に完了し検査できる場合には、部分払を積極的に活用すること。

#### (8) 調達・契約方式の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

一括で調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するよう努めること。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めること。

#### (9) 総合評価方式の適切な活用

工事等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、品質・機能の水準等を明確にする仕様書の作成に努めること。

また、評価項目の設定に当たっては、地域への精通度などの評価項目の活用に努めること。

#### (10) 適正価格による発注

工事、物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ都内における最低賃金額の改定を反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適正な価格で発注すること。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に最新の实勢価格や需給

の状況等を考慮するよう努めること。

(11) 銘柄指定の原則禁止

物品等の発注に当たっては、原則として銘柄指定を行わないものとする。

(12) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

今年10月に税率が10%に引き上げられたことも踏まえつつ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保すること。

(13) 知的財産権の取扱いの明記

物品等の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合は、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めること。

(14) 発注予定工事の公表

官公需に係る工事の発注に当たっては、平成13年4月から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の施行を受けて毎年度の工事発注見通しを全庁的に統一して公表することとしたところであるが、発注予定工事の情報提供については、東京都電子調達システムへの掲載などにより、工事概要や工事規模を可能な限り詳細に記載するなど、創意工夫をこらし、あらゆる機会に積極的に行うこと。

(15) 特定品目の発注及び落札情報の提供

国等においては、中小企業官公需特定品目について、その発注等に関する情報を、都道府県の中小企業団体中央会等を通じて、中小企業・小規模事業者提供している。

都においては、東京都電子調達システムで発注等に関する情報を提供している。各局等においても、別紙4に掲げる特定品目の例示を参考に、同システムを活用して、その発注等に関する情報の提供に努めること。

(16) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

新事業分野開拓者認定制度により認定された中小企業・小規模事業者が取り組む物品又は役務について、受注機会の増大に努めること。

### 3 東日本大震災の影響に対する中小企業・小規模事業者への配慮

(1) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

東日本大震災の影響を受けた中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、工事、物品等の発注に当たっては、適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払に努めること。

(2) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

物品等の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないように、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めること。

### 4 令和元年台風19号等自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和元年台風19号等自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、上記3（1）と同様の措置を講ずるものとする。

### 5 その他

(1) 東京都契約事務協議会の活用

都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、知事部局、行政委員

会及び公営企業局の契約関係部長等により構成する東京都契約事務協議会を設置しているところである（別紙5）。同協議会は、公正性・経済性等の向上を図るための契約制度改善など、都の契約面での施策を全庁的に調整するものであることから、各局（所）においては、同協議会の一層の活用を図られたい。

(2) 政策連携団体への周知

東京都政策連携団体については、従来、所管局を通じて協力要請を行ってきたところであるが、今後とも団体経営の自立性を尊重しつつ、この通知の趣旨について、周知を図られたい。

本件に関する問い合わせ先

財務局経理部総務課契約調整担当

内線 26-117

直通 03-5388-2607

産業労働局商工部経営支援課経営安定支援担当

内線 36-651

直通 03-5320-4783

令和2年度の「官公需についての中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等について（通知）」をご希望の場合には、以下の件名により、東京都産業労働局商工部経営支援課までメールにてご連絡ください。後日郵送させていただきます。

※区市町村等には、例年どおり別途送付いたしますので、ご連絡いただく必要はありません。

**【件名】**

令和2年度官公需通知文の送付について

※ メール本文に組織名及び送付先(住所・担当者名)を明記してください。

**【経営支援課メールアドレス】**

S0000481@section.metro.tokyo.jp